

医療計画との整合性の確保(医療からの追加的需要分)

令和2年10月29日

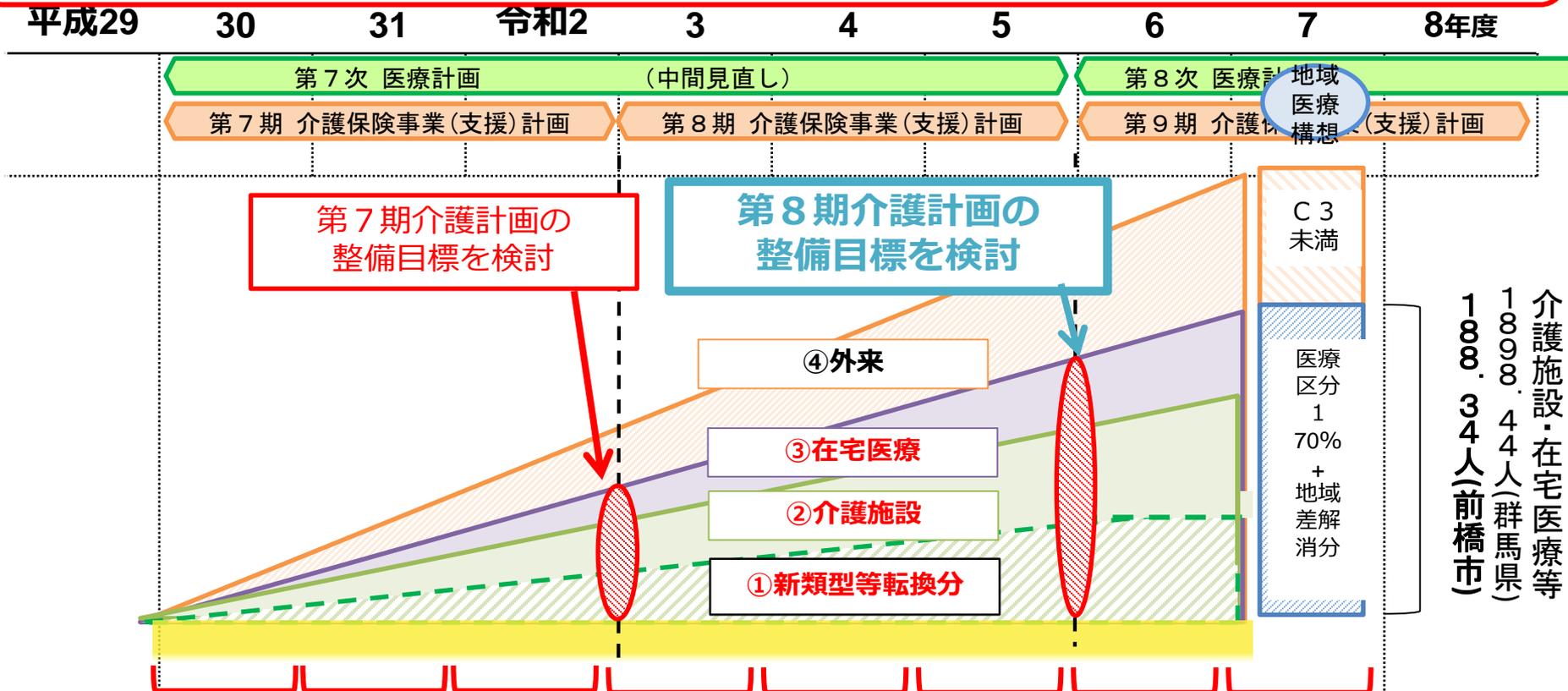
医療計画との整合性の確保(群馬県保健医療計画、群馬県地域医療構想)

- 2025年に向け、「地域医療構想」により在宅医療や介護サービスの需要が増加する見込み。
※「地域医療構想」とは、高度急性期・急性期・回復期・慢性期といった医療機能ごと及び医療圏域ごとに将来の医療需要と必要量等を推計し、病床の機能分化と連携、受け皿となる在宅医療・介護サービスの充実など、地域の実情に応じて方向性を定めるもの。
- 県のデータによると、新たに増加するサービス必要量のうち介護保険サービスが必要とされる需要は、群馬県全体で約1898人、前橋市では約188人と試算されている。
- 上記の介護保険サービスの受け皿としては、在宅医療等で対応を目指す部分、介護施設等で対応を目指す部分が考えられる。
- 対応にあたっては、それぞれの提供体制の整備主体が協議し、医療計画及び介護保険事業計画の計画期間に応じた、統合的な整備目標・見込み量を立てる必要がある。

次期医療計画と介護保険事業計画の整備量等の関係について

群馬県地域医療構想による介護施設・在宅医療等の追加的なサービス必要量

市町村別に按分した2025年（令和7年）の必要量から、第7期介護保険事業（支援）計画の終了時点（令和2年度末）、第8期介護保険事業（支援）計画と第7次医療計画の終了時点（令和5年度末）の数値を、比例的に推計する。



2025年の新たなサービス必要量の推計値を、8年間で等比按分

(例) 32年度末時点のサービス必要量 = 37年のサービス必要量 × 3 / 8